和光市国民健康保険運営協議会

第1回会議録

令和3年8月2日

和光市国民健康保険運営協議会

	会 議 録 (要旨)	
令和3年度 第1回 和光市	国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和3年8月2日(月) 13時30分	
開催場所	和光市役所 第2委員会室	
開 会 時 刻	13時30分	
閉 会 時 刻	14時37分	
出 席 委 員	事 務 局	
佐々木 好評	和光市長 柴﨑 光子	
清水 善行	保健福祉部長 大野 久芳	;
和田 百合子	健康保険医療課長 渡部 剛	
市島 真里	健康保険医療課主幹 阿部 剛	
青木 二郎	(新型コロナウイルスワクチン接種事業推進プロジェクト	•
内野 裕嗣	チームリーダー)	
菅野 隆	健康保険医療課長補佐 戸田 直美	
佐々木 淳	国保医療政策担当統括主査 宮園 誠吾	
佐藤 貴映	ヘルスサポート担当統括主査 梶原 絵里	
原 彰男	国保医療政策担当主任 大坂 秀樹	
小田原 紀慧子	国保医療政策担当主任 齊藤 哲也	ı
鈴木 正敏 (会長)		
山﨑 操(会長代理)		
渡部 尚典		
(14人)		
欠 席 委 員	傍聴 0人	
富澤 仁		
(1人)		
会議資料		
備 次第、資料1-1、	資料1-2、資料2	
考		
会議録作成者氏名	宮園 誠吾	

発言者	会 議 内 容
	1 開会
戸田課長補佐	それでは、定刻となりましたのではじめさせていただきます。
	本日はご多用の中、令和3年度 第1回国民健康保険運営協議会
	にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
	はじめに、和光市国民健康保険運営協議会委員の委嘱式を行いま
	す。本年7月31日をもって前委員の任期が満了となりましたの
	で、改めて8月1日から3年間の任期で和光市国民健康保険運営協
	議会委員をお願いするものです。
	なお、今回委嘱するのは、定員15名のうち11名の方が再任、
	4名の方が新任となります。
	それでは、初めに市長よりご挨拶を申し上げます。
	2 市長あいさつ
柴﨑市長	こんにちは、和光市長の柴﨑光子です。
	本日はお忙しい中、和光市国民健康保険運営協議会にご出席いた
	だきまして誠にありがとうございます。また、平素から市の国民健
	康保険の運営はもとより、市政全般にわたりご支援ご協力をいただ
	いておりますことに、厚く御礼申し上げます。
	さて、新型コロナウイルスの地球規模での感染拡大の影響は市の
	国民健康保険事業にも及んでおり、令和2年度では、国保税で約

、国保税で約 4,600 万円の減免による減収、保険給付費では医療機関への受診控 えなどによる1億9千万円、約5%の減額などがありました。ま た、自営業者等の感染者には市の独自事業として「傷病見舞金」を 創設し給付を行ったところです。国においてはマイナンバーカード の保険証としての利用など新たな取り組みも進められており、変化 の激しい社会状況の中で国民健康保険の財政運営は大変難しいもの となっております。

今回から、和光市国民健康保険運営協議会は新たな3年間の任期 となります。委員の皆様からは諮問に対して忌憚のないご意見をい ただき、国民健康保険の持続可能で安定的な財政運営に一層努めて まいりたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

発言者	会 議 内 容
	3 委員委嘱
戸田課長補佐	委嘱書の交付ですが、通常ですとお1人ずつお渡しするところで
	ございますが、新型コロナ感染症対策としまして、事前に各委員さ
	んの机上に委嘱書を置かせていただきました。
	この協議会の会議につきましては、和光市市民参加条例第 12 条
	第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後に
	は会議録を作成し、公開してまいります。その際、記録について
	は、要点記録とし、各委員のご質問、ご発言については、委員名を
	明記した上での議事録とさせていただきますので、ご了承くださ
	V'o
	また、本日は、委嘱後初めての協議会ですので、事務局職員を紹
	介いたします。
事務局職員	自己紹介
	4 会長・会長代理の選出
戸田課長補佐	次に会長、会長代理の選出を行います。
	この選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条に「公益
	を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定され
	ており、慣例として、委員からの自薦・他薦で選出をしているとこ
	ろです。ここでは、大野部長が議長となり、会長、会長代理の選出
	を進めさせていただきます。
	また、和光市国民健康保険に関する規則第4条第3項では、「協業会は、委員の過光数が出席しなければ会議な思くことができな
	議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな
	い」と規定されておりますので、併せて、会議の成立の確認を行います。
 大野部長	ただいまから、令和3年度第1回和光市国民健康保険運営協議会
	を開催いたします。
	はじめに、本日の委員の出席状況について、事務局より報告願い
	ます。
戸田課長補佐	本日は全委員 15 名のうち 14 名の委員の方が出席し、半数を超え

発言者	会 議 内 容
	ておりますので、この会議は成立しています。
大野部長	事務局からの報告のとおり、出席委員は 14 名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。
	リエリのと、この云峨は灰立していまり。
	(会長・会長代理の選出)
	会長に鈴木委員、会長代理に山﨑委員の推薦があり、全委員の了
	承により就任
	(松木禾昌、莲目、众目庇。)
	(鈴木委員→議長・会長席へ) (山﨑委員→会長代理席へ)
鈴木会長	あいさつ
山﨑会長代理	あいさつ
各委員	自己紹介
	5 諮問
	大野部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。
	6 報告事項
戸田課長補佐	本日は、報告事項、諮問事項がそれぞれ1つとなっております。
	ここからは、和光市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規
	定により、議長を鈴木会長にお願いいたします。
 鈴木会長	議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させ
四小五以	職事に入る前に、う回の云磯の云磯啄にわりる者名人を相名させ ていただきます。
	内野委員、原委員のお二人にお願いいたします。
	それでは、報告事項について、審議してまいります。
	報告事項 「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算 について」、事務局より説明をお願いします。
	(こ ノV・C」、

宮園統括主査

報告事項「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、資料に基づきまして、説明させていただきます。

お配りしています「資料1-1」をご覧ください。

この表の見方ですが、左から「款」、「項」、「目」と予算上の 名称を記載しています。そして令和2年度の当初予算と補正予算を 合わせた「予算現額」、どれだけ収入があったかを示す「収入済 額」、収入済額から予算現額を引いた「予算と収入の比較」、収入 済額を予算現額で除した「執行率」が掲載されています。なお、

「予算と収入の比較」においては、実際の収入済額が予算よりも多ければプラスで表記し、収入済額が予算よりも少なければ、マイナス、△で表記しています。この資料では、1ページから2ページが歳入について記載してあります。続いて、3ページから4ページが歳出について記載しています。

令和2年度の決算状況については、主な増減を含め、お配りしています「資料1-2」に示しておりますので、そちらを使いまして詳細を説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、令和2年度の予算現額は、65億874万7千円となっております。これに対しまして、歳入における決算総額は64億5,108万3千円、歳出における決算総額は61億4,348万3千円となります。この結果、令和2年度の歳入と歳出の差である形式収支は、3億760万1千円の黒字となり、令和3年度に繰り越すこととなります。また、令和2年度末における基金残高は、13億3,528万7千円となります。

次に、歳入における予算との差額について、主なものを説明します。まず、国保税について、8,321 万 7 千円予算を上回りました。金額については、資料 1-1 の 1 ページをご覧ください。次に、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金について、歳出の保険給付費の減額に伴い、2 億 6,850 万 4 千円予算を下回り、特別交付金については、8,932 万 9 千円予算を上回りました。

次に、歳出における予算との差額について、主なものを説明します。まず、支出の中心である保険給付費について、療養諸費は、2

億7,960万6千円、高額療養費について3,313万7千円、予算を下回りました。この医療費の支出分については、ある程度の支払いの余裕を持って予算を組んでいることもありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による医療機関への受診控え等の影響もあり、一定額が執行残となりました。

この歳入、歳出における予算との差額の結果、令和2年度の形式 収支は、3億760万1千円となりました。

次に、資料1-2の2から3ページをご覧ください。

こちらについては、先ほど説明させていただいた令和2年度決算 状況を歳入、歳出の款ごとにまとめ、その構成割合を円グラフで示 しております。

まず、右側の歳出については、医療費の支払いである保険給付費が 62%と半分を超えている状況です。その他、埼玉県に納付する 国民健康保険事業費納付金が 32%となっています。

この歳出の財源となるのが、左側の歳入となります。被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の24%となっております。また、保険給付費は県からの交付金で賄われることとなっておりますので、県支出金が61%となっております。

これまで金額を中心に見てきましたので、ここからは、被保険者の現状、医療費の状況、保健事業の状況など、当市の国保の状況について、見ていきたいと思います。

では、資料1-2の4ページをご覧ください。

この表は被保険者の推移を表し、各年度ごとの平均被保険者を、一般、退職、そして合計で示しております。

令和2年度については、被保険者数は、2.61%減少しております。社会保険への移行や75歳からの後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は減少しております。

また、退職被保険者というのは、会社等を永くお勤めになった方が退職されて、国保に入ってきた 65 歳までの方を区分しておりましたが、この制度の終了に伴い、被保険者は皆減となっております。

次に、再掲になりますが、前期高齢者については、令和2年度 は、若干減少しております。しかし、全体の被保険者数に占める割

合は35.4%となっており、その率は微増しています。

次に、5ページ、医療費等の推移をご覧ください。

国保としてどれだけ医療にかかる負担分を支払ったかという内容 になります。

一人当たりの医療費の内訳として、入院、入院外、歯科、調剤、 食事、訪問看護、療養費と各項目ごとに分類して示しております。 そして、その合計、前年との増減率を示したものです。一人当たり 医療費については、近年、増加傾向にあったものが、平成30年度 に減少、令和元年度に増加、そして令和2年度は減少する結果とな りました。令和2年度が減少した要因としては、新型コロナウイル ス感染症の拡大による医療機関の受診控え等の影響が大きかったも のと考えられます。一方、一人当たり医療費の内訳をみると、入院 の一人当たり医療費は増加しており、入院1日当たり費用額も増加 しています。

令和2年度については、保険給付費の総額は4.66%減少してお ります。これまで、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にありまし たが、令和元年度に増加、そして令和2年度は再び減少となりまし た。

6ページをご覧ください。

国保会計にとって、貴重な自主財源である国保税収入について、 見ていきます。まず、各年度でどのくらいの金額を集めているかの 推移です。これにつきましては、被保険者数の減少に伴い、年々減 少していましたが、平成30年度に保険税率の改正を行い、この年 は増加に転じました。 令和 2 年度については、約 15 億 4,700 万円 となっており、被保険者数の減少に伴い、前年と比較すると 2.76%の減少となりました。また、一人当たりの調定額、つまり一 人当たりの税額を見てみると、令和2年度は、約10万8千円とな っています。

次に、国保税の収納率の推移となります。

令和2年度は92.45%となり、0.78ポイント上昇いたしました。 次に、7ページをご覧ください。

一般会計からのその他繰入金、いわゆる法定外繰入金の推移で す。

基金の活用、そして税率の見直しなどにより、平成30年度からの3か年は、毎年度2億5,000万円としたところです。

参考に、その他繰入金について、県内市と比較した場合、一人当たりの金額はどうかということを見ますと、和光市は、県内 40 市中3番目に多い金額となっており、比較的多くの金額を一般会計から繰り入れている状況にあります。

次に、8ページをご覧ください。

ここからは、「7 医療費適正化に向けた取組状況」として、現 在取り組んでいる医療費適正化のための事業、保健事業についてご 報告いたします。

まず、(1)糖尿病性腎症重症化予防についての取り組みです。

生活習慣病の疾病については、医療費に占める割合も大きくなっておりますが、この事業は、その中でも糖尿病性腎症の重症化の予防に取り組むもので、症状が悪化して、人工透析に進んでしまう人を防ぐことを目的としたものです。対象者を抽出し、その方の症状の改善、病気の進行を遅らせようという取り組みになります。

内容としては、受診勧奨と保健指導に分けて実施しました。

糖尿病性腎症の際の指標をみると、HbA1cは、初回支援時の8.1から最終支援時の7.7と、マイナス0.4ポイントとなっております。また、eGFRという指標は、値の低下が腎機能低下を示しますが、初回支援時の59.4から最終支援時の70.7と、プラス11.3ポイントとなっており、一定の効果を残しております。

また、9ページ表③では、糖尿病性腎症重症化予防の保健指導の 人工透析移行者数を表しています。近年、当事業の対象となった方 で人工透析への移行者はおらず、本事業が目的とする重症化の防止 が一定程度効果を表しているものと考えております。

次に(2)特定健診・特定保健指導の状況をご報告いたします。

まず、特定健診の状況ですが、表①をご覧ください。対象者 8,816人中3,499人が受診し、受診率は39.7%となっております。

特定保健指導の状況としては、対象者 465 人中、終了者 205 人 (44.1%)となっています。

これは、特定保健指導参加者総数 232 人中 88.4%の方が終了まで実施したことになります。

次に、(3)健康マイレージの実績を報告いたします。

参加者 1,589 人中、国保有資格者は 451 人(28.4%)となっています。また、体力測定会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

次に、10ページをご覧ください。

(4)及び(5)は、保険者として医療機関からの請求について、資格 点検やレセプト点検を実施しています。

資格点検では、国保資格を喪失した後の受診について、医療機関へその請求を戻すことなどを行っております。令和2年度については、1,724件、効果額としては3,378万4千円となっております。

レセプト点検では、医療機関からの請求内容を点検し、再審査申 出などを行い、請求額の減額などを行っております。令和2年度に ついては、査定件数627件、返戻件数57件、効果額としては249 万3千円となっております。

(6)は、ジェネリック医薬品利用促進差額通知の発送です。

新薬をご利用の方を抽出し、同様の効果が見られるジェネリック 医薬品をお知らせしております。効果額としては、新薬からジェネ リック医薬品へ変更していただいた方の薬代の差額分となってお り、年間推計で458万円と見込んでいます。

また、この他に、ジェネリック医薬品の促進のための取り組みとして、病院や薬局において、お薬手帳や保険証に貼付するジェネリック医薬品希望シールの配布を行っています。

(7)は、第三者行為求償です。

ケガや病気が、交通事故など第三者によるものが原因となる場合には、その費用は加害者である第三者が負担するべきものですので、そのような原因で保険給付を行った場合は、加害者にその保険給付費分を請求しております。令和2年度については、3件で582万1千円でした。

(8)は、健康サポート訪問事業です。

重複・頻回受診者や薬の重複・多量投薬者を対象に、保健師等が 訪問などにより、療養上の日常生活指導、医療機関受診に関する指 導等を行ったものです。令和2年度については、指導対象者が72 人で、相談のご案内通知を発送しました。このうち、訪問等により

発言者	会 議 内 容
	相談を実施した方が44人で、結果としては、72人中25人の方に
	改善がみられました。
	説明は、以上となります。
鈴木会長	ありがとうございました。質問等いかがでしょうか。
渡部委員	初めてなので質問させていただきます。
	資料1-2の7ページの法定外繰入金について質問させていただ
	きます。
	埼玉県の市町村は、法定外繰入金の解消についても指導されてい
	ると思いますが、それに対してどういった計画を立てられているか
	をお知らせください。
渡部課長	国、県からは法定外繰入金、国保特会への繰入金は解消していき
	なさいという方向性が示されているところです。
	和光市では、これまで被保険者の負担軽減のため、政策的に一定
	額の繰入を行ってきたという形になっております。平成30年度か
	らはこういったことと共に、3年間の事業計画を組んで、これまで
	の 4 億 5,000 万円の法定外繰入金を平成 30 年度には 2 億 5,000 万
	円とし、3か年が過ぎました今年度からは1億円での事業計画を定
	めているところです。
	国、県からは法定外繰入金を解消するという話が出ております
	が、一気に解消するのでは被保険者の急激な負担増になるというと
	ころで和光市としては令和3年度からは1億円としています。
	一方で、財政の安定性というところで被保険者の方にも一定の負
	担をお願いすることから、前回までの会議の中で和光市では今年度
	から被保険者の方にも約7%の税負担の増加を検討してきた経緯が
	あります。
渡部委員	ありがとうございます。
鈴木会長	よろしいでしょうか。
	他にいかがでしょうか。

では、私から申し上げます。

歳出のところで一番中心になっているのは、保険給付費で医療費として診療した分の請求ですが、款3の国保事業費納付金について新しい委員さんがいるので内容を説明していただきたいと思います。予算の執行が定められていると思いますので、算定されているこの内容についてどのように額が決まっていくのか、詳しい説明をお願いします。

渡部課長

資料1-1の4ページに記載のある国民健康保険事業費納付金は 平成30年度からできた制度になります。平成29年度までは国民健 康保険は市町村ごとに運営をしておりました。保険給付費を見積も って保険税を被保険者の方から集めることで運営をしておりまし た。平成30年度からは県が市町村と一緒に国保の運営をするとい う形に変わりまして保険給付費(3割は自己負担で7割を保険が負 担する)を市町村が払った分として都道府県から交付金として入っ てくるという形になりました。

先ほどの円グラフを見ていただくとわかりますが、保険給付費に 対してほぼ同額の交付金を県からもらえる形になりました。

それでは、県から入ってくる交付金はどのように賄われているのかというのが資料1-1の4ページの国民健康保険事業費納付金となります。市町村が県にお金を払うために保険税を被保険者から集めるという形になります。保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計となりますけれど、県は全体でどれ位の保険給付費が使われるか予想します。そしてまず、その額を全被保険者数で按分し、その後、各市町村の所得ごとの按分、医療費の按分を掛けて、県から令和2年度はこの金額を納めて下さいという通知が予算算定の時期に各市町村に出ます。この金額を和光市は納めているという形になります。ということで、保険給付費についてはいくらかかっても県からの交付金で賄える形でしっかりと補填されます。この財政の安定化というところが、広域化の目的であります。

その代わりに、和光市では国民健康保険税を皆様にお願いしてそ

発言者	会 議 内 容
	の納付金を払っていくという仕組みになっています。
	7 諮問事項
鈴木会長	それでは、諮問事項について、審議していきたいと思います。
	諮問事項「令和3年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予
	算(第1号)(案)について」、事務局より説明をお願いします。
宮園統括主査	諮問事項 「令和3年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正
	予算(第1号)」について、資料に基づきまして説明いたします。
	お配りしています、資料2をご覧ください。
	今回の補正予算は、令和3年度当初予算額63億3,187万3千円
	に 2 億 6,654 万 2 千円増額し、補正後の予算額を 65 億 9,841 万 5
	千円とするものです。
	それでは、まず、歳入について説明します。今回は、2項目につ
	いて補正をいたします。
	「款7繰入金」については、歳出における徴収業務の事業費の減
	少に伴い、減額補正を行うことにより事務費繰入金を 105 万 8 千
	円、減額補正するものです。
	次に「款8繰越金」については、先ほど、令和2年度の決算につ
	いて報告させていただきましたが、前年度の歳計剰余金、つまり繰り込む。
	越額を計上するもので、当初計上している 4,000 万円を差引いた 2
	億6,760万円を増額補正するものです。
	次に、歳出について説明します。今回は、4項目について補正を
	いたします。
	「款1総務費」については、先ほど、歳入の方で説明しました徴
	収業務で事業費の減少となった業務委託料について、105万8千円
	を減額補正するものです。 次に「款 5 保健事業費」については、新型コロナウイルス感染症
	拡大の影響により健康フェアを実施しないため、22万6千円を減
	拡入の影響により健康ノエアを実施しないため、22 万 0 日を個 額補正するものです。
	次に「款6基金積立金」については、歳入の方で説明しました前
	年度の歳計剰余金の繰越額を増額補正しました分、また先程説明し
	ました「款5保健事業費」の健康フェアの減額した事業費の分、そ

	してこの後説明します「款7諸支出金」の一般会計繰出金の増額補
	正分を合計した額について、財政調整基金に積み立てるもので、2
	億3,833万4千円を増額補正するものです。この結果、補正後の基
	金残高は、12億6,614万2千円となります。 最後に「款7諸支出金」については、令和2年度の事務費繰入金
	及び出産育児一時金繰入金の充当事業の実績確定に伴い剰余分を一
	般会計に繰り出すため、増額補正するものです。
	説明は、以上となります。
鈴木会長	それでは質問をお願いします。
	質問がないようですので、私から申し上げます。
	今年度の税収入の当初課税の状況としてはどうなんでしょうか。
	予算どおり歳入は確保できるという見通しでしょうか。
渡部課長	7月に第1回目の納税通知書を出させていただきました。積算しました調定額は予算を上回ることができている状況です。去年の積算では15%くらい落ちると考えておりました。結果として、12%が所得の減少、3%が被保険者数の減少を見込んでおりました。被保険者の減少が留まったこと、被保険者の所得が思ったより減少しなかったという状況でした。ただ、年度当初の状況ですし、去年は新型コロナウイルス感染症の影響で4,000万円位減免しておりますので、それらの状況を見ながら今年度の推移をみていかなければなりませんが、税率改正を行った関係もあって安定的な運営のスタートが切れたと思っております。
鈴木会長	そういうところでは、新型コロナウイルス感染症の影響の所得の 減少は特に大幅な形では表れていないということになりますか。
渡部課長	減っていることは減っています。高齢の方は年金収入が主であって年金が減っておりませんが、事業収入の方は大きく減っているのではないでしょうか。高齢の加入者が多いので、全体としては思ったよりも減少幅が少なかったということです。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	よろしいでしょうか。
	他に質疑がなければ、採決に入りたいと思います。 それでは、諮問事項について、ご承認いただける方は、挙手をお 願いいたします。
	(挙手を確認) 採決の結果、全委員が挙手されましたので、諮問事項について は、原案のとおり承認いたします。 なお、諮問事項の結果につきましては、後ほど、私から市長に報 告させていただきます。 以上で、本日の審議は終了しました。
	8 その他 議案以外の質問はございますか。
佐々木好評委員	PCR検査について新しい状況がありますか。昨年ですとPCR 検査を受けたくてもなかなか受けられず35,000円前後かかる状況 でしたが、現在たとえば息子、孫のところに行くため確認として受 けたい、そのような場合実費になりますか。
阿部プロジェク トチームリーダー	
佐々木好評委員	35,000 円かかるのは変わりないですか。
阿部プロジェク トチームリーダー	検査費用は、検査する医療機関によって変わってくるので、 35,000円とは決まってないですが、市で助成はしておりません。
鈴木会長	国の方針として、ワクチン接種を8月中に40%終了したいというが和光市の接種状況と今後の見通しはどうですか。

発言者

会 議 内 容

阿部プロジェクトチームリーダー

和光市も他の市町村同様ワクチン接種のプロジェクトチームを設置しております。接種は市内医療機関で実施する個別接種と旧保健センターで行う集団接種の2通りがあります。朝霞地区医師会和光支部のご協力で個別接種は11か所で実施、また、朝霞地区医師会和光支部、朝霞地区薬剤師会の協力をいただき旧保健センターを臨時の診療所という位置付けで集団接種を行っております。接種は5月8日から7月末の土曜日まで行いました。8月以降は、医師会の先生方の監督の下、業務委託の形で行っていきます。

現在の状況は、65歳以上の方は約16,000人位おりますが、83%が第1回の接種が終わり、希望者はほぼ接種が済んでおります。また、16歳以上(65歳以上を含む)は73,000人おりまして、27から28%が終わりました。国としては11月を希望する方のワクチン接種の目途としていますが、ワクチンが市町村が希望している3分の1しか供給されていない、手元にない状況です。政府は9月までに必要分を供給するといっていますがなかなか届かない現状で、先行きのことはいえない状況です。今来ているワクチンで打てるだけ接種をやっていくという状態ですので、予約数等については低空飛行にならざるを得ないという状況です。

鈴木会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等をお願いします。

渡部課長

本日は、諮問事項等につきましてご審議いただき、ありがとうご ざいました。

次回は、11月上旬を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。

9 閉 会

鈴木会長

それでは、以上をもちまして、運営協議会を閉会します。 本日は、ありがとうございました。 令和3度第1回和光市国民健康保険運営協議会

会議録署名人